資料７

愛知県市長会　都市職員海外派遣研修について

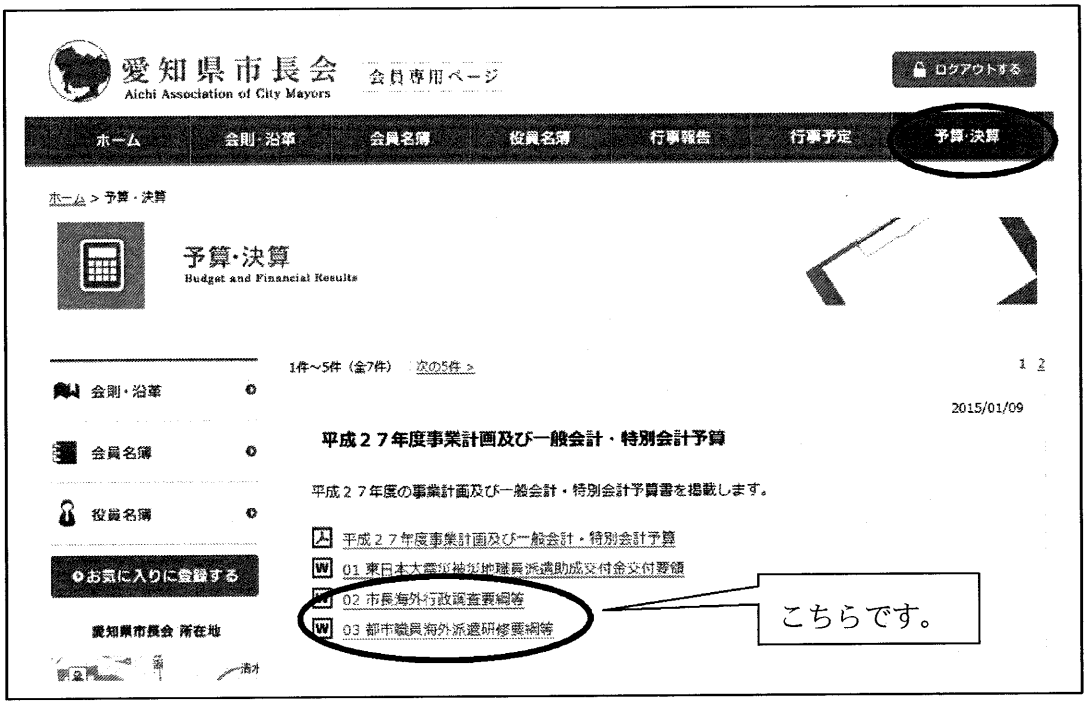
○愛知県市長会都市職員海外派遣研修要綱（抜粋）

（目　　的）
第１　海外派遣研修は、市職員を海外に派遣し、外国における行政制度およびその運営の実態または、専門技術その他必要な事項について調査研究させ、これによって職員の視野を広め、資質の向上をはかり、市行政の効率的な運営に資することを目的とする。
（派遣方法）
第８　派遣方法は、当会が独自で実施計画をたて職員を派遣し、または全国市長会、各種団体等が実施計画する研修のうち適当と認められる計画に応じ職員を派遣することができるものとする。
（報　　告）
第11　派遣職員は、帰国後すみやかに研修の結果について、市長会に報告書を提出しなければならない。なお、必要により帰朝報告会を開催するものとする。
（派遣経費）
第12　市長会が予算に定める上限の範囲内で、派遣経費の２分の１を負担又は補助する。

○愛知県市長会都市職員海外派遣研修補助金の交付申請手続等に関する事務要領

詳細は愛知県市長会ホームページに掲載　(http://www.aichi-shichoukai.org/)

会員専用ページの「予算・決算」内に掲載しています。



○交付実績

平成２４年度：１件（１名　全国市長会欧州・北欧都市行政調査団参加）

平成２６年度：１件（１名　全国市長会欧州都市行政調査団参加）